



東京圏から八代市に 移住する方へ！

八代市内に移住し、就職や起業等を行う方を応援します！



支援金の額

世帯：100万円 単身：60万円

©2010 熊本県くまモン

- ・起業の場合は、起業支援金として最大200万円をプラス
- ・R5年4月以降、対象市町村に、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円をプラス

申請対象者

東京圏（※1）から八代市に移住し、就職や起業等を行う（※2）方

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

※2 就職や起業等を行う方で、以下の1～3のいずれかに該当する方が対象です。

1 就職に関する要件（①、②のいずれか）

- ① 移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人に就業したこと
- ② プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと

2 起業に関する場合

- ・熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

3 テレワークに関する要件

- ・自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること



求人情報は
こちら！

その他の要件は、裏面の簡易チェックシートでチェック！ →



<移住支援金の交付までの流れ>



移住支援金 簡易チェックシート

※この他にも要件があります。詳細は、担当窓口でお尋ねください。



チェック欄

【共通】

(1) 次のいずれかに該当する。※<在住>と<通勤>は、合算して通算5年以上でも対象。

<在住>

本市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住

<通勤>

本市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京都（23区内を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県に在住し、東京23区内へ通勤（在住地の対象市町村は表面※1参照）

(2) (1) の状況が本市に転入する直前に連続して1年以上ある。

(3) 転入後1年以内である。

(4) 移住支援金の申請日から5年以上、八代市に継続して居住する意思がある。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない。

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

【就業の場合】

次のいずれかに該当する。

(1) 「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載した求人への就業である。

(2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用しての就業である。

【起業の場合】

申請日以前の1年以内に熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。

【テレワークの場合】

自己の意思によって移住し、移住先においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。

当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。
下記の担当窓口へご相談ください。

＜お問合せ・申請窓口＞ 八代市 総務企画部 企画政策課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25
電話：0965-33-4104 mail : kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

移住定住
情報サイト

